

介護・いざという時のために

— 介護保険制度を知る —

知っているようで知らない「**介護保険**」制度。「自分自身に介護が必要になる」、「家族やパートナーが介護を必要とする」。このように介護が必要になった時、様々な介護保険サービスが受けられるように、社会みんなで支える仕組みが介護保険です。

☎ 市介護福祉課介護保険係 TEL 34-0417



介護保険制度とは

介護保険は、介護が必要になった方が地域で安心して暮らしていくための制度です。介護が必要になった時には、費用の一部（1～3割）を負担することで、施設利用や生活支援など介護保険サービスを利用することができます。

これらのサービスは財源がなければ運用することが

できません。そこで、40歳以上のすべての方が介護保険の加入者（被保険者）となって介護保険料を納め、それを財源として市（保険者）が介護保険制度を運営しています。つまり、介護が必要な方を社会みんなで支えていく制度、それが介護保険です。

介護保険料

加入者（被保険者）の種類

介護保険の加入者（被保険者）は、65歳以上の方（第1号被保険者）と40～64歳の方（第2号被保険者）の2つに分けられます。

介護保険料

介護保険は、40歳以上の皆さんから納付された介護保険料を財源に運用しています。65歳以上の方（第1号被保険者）の保険料は3年に1度見直され、令和6年度から介護保険料が変更となりました。

また、高齢者数や必要な介護保険サービスの費用などを基に算出されるため、市区町村によって保険料に違いがあります。介護保険の財源は、保険料のほかに国や県、市が負担する公費（税金）で構成されています。

保険料の決まり方

【65歳以上の方（第1号被保険者）】

市の介護保険サービスの費用がまかなえるように算出された「**基準額**」を基に決まります。令和6～8年度の基準額（年額）は55,200円になります。

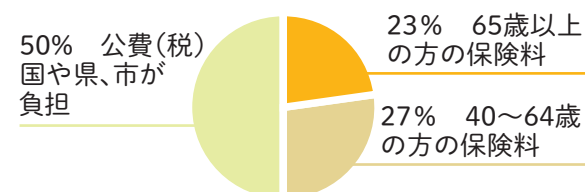
$$\begin{array}{|c|c|c|c|c|} \hline \text{市に必要な} & \times & \text{65歳以上の} & \div & \text{市に住む65} \\ \text{介護保険サー} & & \text{方の負担分} & & \text{歳以上の方} \\ \text{ビスの総額} & & \text{23\%} & & \text{の人数} \\ \hline & & & = & \text{基準額} \\ & & & & \text{(55,200円)} \\ \hline \end{array}$$

この基準額を基に、所得に応じて13段階に分かれます。各段階の保険料は基準額に対する割合により算出されます。（右図参照）

【40～64歳以上の方（第2号被保険者）】

自身が加入している医療保険の算定方式を基本として決まります。

■財源の内訳（令和6～8年度） （このほか、利用者負担分があります。）



■介護保険の規模（令和6年度予算額）

歳入：3,872,000,000円

歳出：3,872,000,000円

■令和6年度介護保険料額一覧 （所得段階別）

所得段階	対象者	基準額に対する割合	保険料（年額）
第1段階	●生活保護を受けている方 ●世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金を受けている方 ●世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入合計が80万円以下の方	基準額×0.285	15,730円
第2段階	●世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入合計が80万円を超え120万円以下の方	基準額×0.485	26,770円
第3段階	●世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入合計が120万円を超える方	基準額×0.685	37,810円
第4段階	●世帯の誰かに市民税が課税されているが本人は市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入合計が80万円以下の方	基準額×0.90	49,680円
第5段階	●世帯の誰かに市民税が課税されているが本人は市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入合計が80万円を超える方	基準額×1.00	55,200円（基準額）
第6段階	●本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	基準額×1.20	66,240円
第7段階	●本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	基準額×1.30	71,760円
第8段階	●本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	基準額×1.50	82,800円
第9段階	●本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	基準額×1.70	93,840円
第10段階	●本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	基準額×1.90	104,880円
第11段階	●本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	基準額×2.10	115,920円
第12段階	●本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	基準額×2.30	126,960円
第13段階	●本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上の方	基準額×2.40	132,480円

保険料の納め方

【65歳以上の方（第1号被保険者）】

特別徴収

年金が年額**18万円以上**の方は、原則、年金から**天引き**になります。

普通徴収

年金が年額**18万円未満**の方は、**納付書**や**口座振替**で各自納めます。

【40～64歳以上の方（第2号被保険者）】

国民健康保険加入者
同じ世帯の第2号被保険者全員の医療分・後期高齢者支援分と介護分を合わせて世帯主が納めます。

職場の健康保険加入者
医療分・後期高齢者支援分と介護分を合わせて、給与から差し引かれます。